

10月からマイナンバー（個人番号）が通知されます

マイナンバーの通知

マイナンバー制度の導入により、今年の10月以降順次、住民票を有する全ての人に1人1つの12桁の個人番号（以下「マイナンバー」という。）をお知らせする「通知カード」が住民票の住所に簡易書留（世帯宛）で届きます。

「通知カード」は紙製のカードを予定しており、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されたものになります。

通知カードは全ての人に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには別途顔写真が入った証明書などが必要になります。



【おもて面（案）】

- * 外国籍でも住民票のある人は対象となります。
- * 住民票の住所と異なるところにお住まいの人は、住民票の異動の手続きをしてください。
- * DVなどやむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない人は、居所情報登録申請をしてください。

個人番号カード

個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、本人の顔写真が表示されます。通知カードでマイナンバーが通知された後に、希望者は申請により平成28年1月以降交付を受けることができます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書をういてe-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電

個人番号カードの様式（案）



【おもて面（案）】



【うら面（案）】

- * 15歳未満も申請は可能ですが、申請の際には法定代理人の署名が必要と想定されています。
- * 15歳未満については、署名用電子証明書を原則として発行しないこととされています。
- * 病気、身体の障がいその他のやむを得ない理由により申請者が窓口に来られない場合は、代理人による交付も可能です。

子申請の際に使用することができます。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、カードに記載されている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されませんが、所得の情報や病気の履歴など、デリケートな個人情報も記録されませんので、個人番号カード1枚からすべての個人情報がかつてしまうことはありません。

個人番号カードの申請・交付

ステップ1

通知カードとあわせて、「個人番号カード交付申請書」が送付されます。

ステップ2

希望者は、申請書に署名または押印し、写真を添付して申請していただきます。

*申請書には、氏名・住所などがあらかじめ印刷された状態となっています。また、スマートフォンなどで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能となる見込みです。

ステップ3

町から、交付準備ができた旨の交付通知書が送付されましたら、町の窓口にお越しいただき顔写真確認等本人確認後、暗証番号を設定していただいたうえで、カードを交付します。(通知カードと引き換えになりますので、来庁の際は交付通知書とあわせて通知カードと本人確認ができる免許証などをご持参ください。)

*初回のカード発行手数料は無料です。
*カードの有効期間は、発行日から申請者の10回目の誕生日までです。ただし、未成年者は発行日から5回目の誕生日までです。

通知カード・個人番号カードに関するQ&A



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

Q1

通知カードの有効期限はありますか？

通知カードには有効期限はありません。通知カードはあなたのマイナンバー（個人番号）を通知するものですので、大切に保管してください。

なお、個人番号カードの交付を受けると通知カードは不要となりますので、交付時に市区町村に返納することになります。

Q2

通知カードを受け取るまでに準備をしておかなくてはいけないことはありますか？

通知カードは、みなさまの住民票の住所に簡易書留で届きます。

今のお住まいと住民票の住所が異なる人は、お住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。

通知カードは転送されませんのでご注意ください。

Q3

個人番号カードの交付申請はどのように行えばよいでしょうか？

住民票の住所に通知カードと個人番号カード交付申請書が簡易書留で届きますので、郵送による申請またはスマートフォンによるWEB申請を行ってください。

Q4

個人番号カードの交付申請は、スマートフォンでできますか？

個人番号カード交付申請書に記載のQRコードをスマートフォンから読み取ること、交付申請を行うことができます。また、パソコンでも申請用WEBサイトから交付申請が可能です。

Q5

個人番号カードの交付申請に手数料はかかりますか？

初回のカード発行手数料は無料です。ただし、再発行の際は原則として手数料が必要となります。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（個人番号法）」をはじめとする「社会保障・税番号

制度関連4法」が成立し、平成28年1月以降、みなさんの生活において色々な分野でマイナンバーを利用していくことになりました。

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤（インフラ）となる制度です。

平成27年10月以降 住民票の住所に通知

住民票を有する全ての人（住民票がある外国人を含む）に12桁の個人番号（マイナンバー）が通知されます。

* 現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には受け取ることができない可能性があります。

平成28年1月 マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

* 年金の手続きでは平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

平成29年1月 個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、だれが、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月 地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減し、暮らしがもっと便利になっていきます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力などに要する時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行うことができます。

国民の利便性の向上

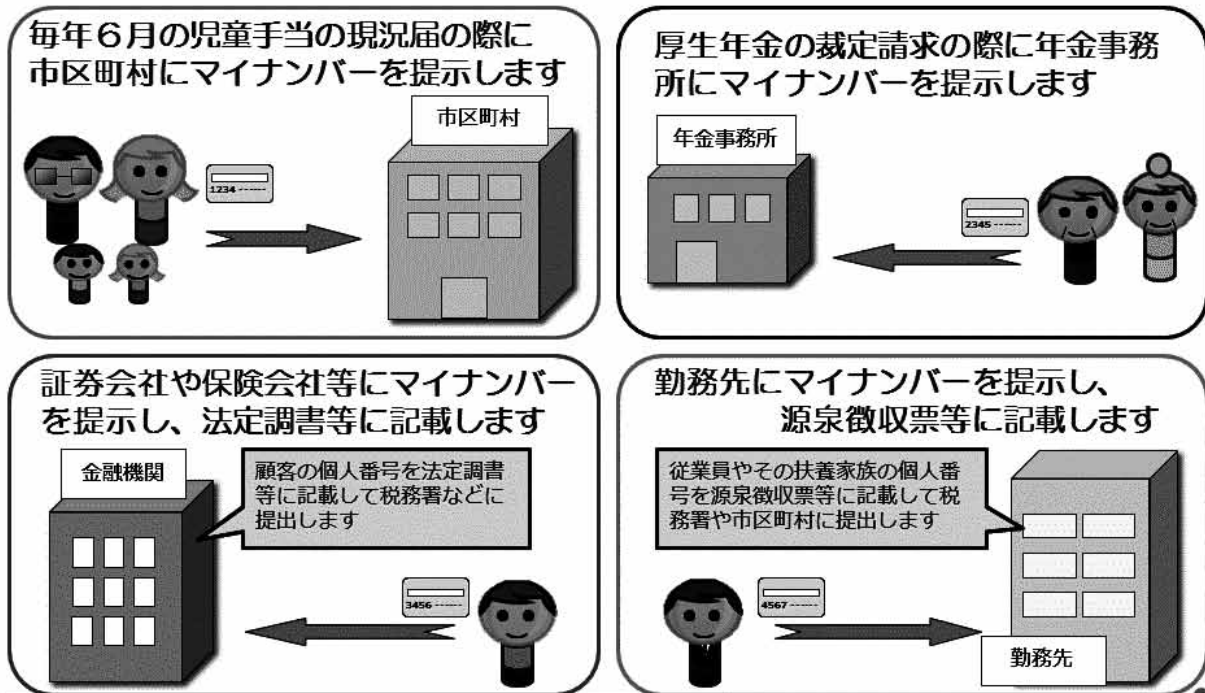
添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。



マイナンバーは次のような場面で使います。



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

マイナンバー制度は、
安心・安全の仕組み

制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

- 個人情報情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といった様に分散して管理します。分散管理することで芽づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、「符号」という別の番号を使い、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかわかり、不適切な照会・提供が行われていないかを自身で確認することが可能になります。

マイナンバーについての問合せ先

全国共通ナビダイヤル 受付時間 午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

日本語窓口 ☎ 0570 - 20 - 0178

外国語窓口 ☎ 0570 - 20 - 0291（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応）

★マイナンバーのHP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

★マイナちゃんのマイナンバー解説 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>

カードに関すること：住民課 住民窓口G（内線 121、122）

そのほか：企画政策課 広報広聴G（内線 333）